

特定商取引に関する法律及び割賦販売法の改正について

平成20年6月に「特定商取引に関する法律」及び「割賦販売法」等が大幅に改正（平成21年12月1日施行）されたことに伴い、クーリング・オフの通知先が変わります。

平成21年12月1日以後に締結された契約で、個別クレジット契約を利用の場合には、特定商取引法に定める5種類の取引（訪問販売等）については、クレジット会社にクーリング・オフの通知を出せば、販売契約と個別クレジット契約の両方が自動的にクーリング・オフされることになりましたのでご注意ください。

下記該当商品に収録されているクーリング・オフに関する文例及びその説明等は、平成21年11月30日までに締結された契約を前提に作成されたものです。

平成21年12月1日以後に締結された契約のクーリング・オフ文例としてお使いの場合は、下記箇所を読み替えてご使用くださいますよう宜しくお願い申し上げます。

<該当商品>

契約12、12-N、12-2N、12-3N、12-4N、12-6N、12-11N、
12-20N

<読替え箇所>

- 下記掲載の「クーリング・オフ制度の表」について

契約12-2N(5ページ) 12-3N(5ページ)

12-4N(5ページ) 12-6N(3ページ) 12-20N(3ページ)

→ 右の表に読み替えてお使いください。

- 下記掲載の「割賦販売取引のクーリング・オフ文例」について

契約12(ウラ表紙の内側) 12-N(ウラ表紙の内側)

12-2N(6ページ) 契約12-3N(4ページ) 12-6N(7ページ)

12-11N(ウラ表紙の内側) 12-20N(7ページ)

→ 文例タイトル「割賦販売取引のクーリング・オフ文例」を「訪問販売で割賦販売取引のクーリング・オフ文例」と読み替えて、例文中5行目の「割賦販売法第四条の三に基づいて」を削除してお使いください。

取 引	根 拠 法	期 間
訪 問 販 売	特定商取引法	8日
電話勧誘販売	同	8日
特定継続的役務取引	同	8日
連鎖販売取引	同	20日
業務提供誘引販売取引	同	20日
個別クレジット契約 (上記の5種類の取引 に関するものに限る)	割賦販売法	上記5つの 取引に該当 する期間
宅地建物取引 (店舗外取引)	宅地建物業法	8日
保 險	保険業法	8日
現物まがい取引	現物まがい規制法	14日
海外先物取引	海外先物取引規制法	14日
ゴルフ会員権の 新 規 募 集	ゴルフ会員権規制法	8日
投資顧問契約	金融商品取引法	10日
小口債権販売契約	特定債権事業法	8日
不動産特定共同取引	不動産特定共同事業法	8日
商品ファンド取引	商品ファンド法	10日

- 下記掲載の「割賦販売取引・訪問販売取引におけるクーリング・オフ(の行使について) (1) の説明文」について

契約12(ウラ表紙の内側) 12-N(ウラ表紙の内側) 契約12-2N(5ページ) 12-3N(5ページ) 12-11N(ウラ表紙の内側)

→ 「割賦販売法第4条の3又は訪問販売等に関する法律(平成13年6月1日から特定商取引に関する法律)第6条(平成13年6月1日から第9条)」を「特定商取引に関する法律」と読み替えてお使いください。

